

特定非営利活動法人コミュニサーあおもり

ボランティアスタッフとしてのお約束

この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、特定非営利活動法人コミュニサーあおもり（以下「当法人」といいます。）と、当法人のボランティアスタッフとの関係に適用します。

登録申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

第1章 総則

第1条（目的）

当法人は、ボランティアスタッフとの間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条（ボランティアスタッフの定義）

- 1 ボランティアスタッフとは、当法人の目的および活動趣旨に賛同した上で、無償による協力活動の意志がある当法人に登録を認められた個人並びに法人および団体をいいます。
- 2 ボランティアスタッフは、モラルを守る、団体行動ができる、常に向上心を持つ、調和を保つことができることを旨として活動しなければなりません。

第2章 登録

第3条（登録の申込）

登録の申込は、当法人が別に定める登録申込書を当法人に提出した上で、次条に定める登録料を払い込んで行うものとします。

第4条（登録料）

- 1 登録料は、次のように定めます。

一 ボランティア個人会員	1500円
二 ボランティア団体会員	5000円
- 2 登録料の納付方法は、理事長が別に定める金融機関の口座への振込みとします。なお、登録料の納付に要する銀行振込の手数料は、登録を希望する者の負担とします。

第5条（登録の承認）

登録は、第3条に定める登録の申込みに対して、理事長が登録申込書の記載を確認した上で、登録料の入金を確認したときに承認します。ただし、次条に該当する場合はこの限りではありません。

第6条（登録申込の拒絶）

- 1 当法人は、登録申込者が次の各号に該当する場合は、登録を認めない場合があります。
 - 一 申込書に虚偽の事項を記載した場合
 - 二 登録申込者がかつて除名されたものであった場合
 - 三 登録料が未納な場合
 - 四 当法人の目的および趣旨に合わないと思われた場合
 - 五 その他、当法人がボランティアスタッフとして不適当と判断した場合
- 2 前項の場合には、理事長は、速やかに理由（前項各号に該当すること）を本人に通知することとします。

第3章 ボランティアスタッフの権利・義務

第7条（ボランティアスタッフ資格の有効期限）

- 1 ボランティアスタッフ資格の有効期間の起算日は、当法人が登録申込書の記載を確認し、かつ入金の確認ができた日とします。
- 2 ボランティアスタッフの有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。また、途中登録の場合でも、有効期限は翌年3月31日とします。

第8条（ボランティアスタッフの権利）

- 1 ボランティアスタッフには総会での議決権がありません。ただし、参考意見を述べることができます。
- 2 ボランティアスタッフは、別に理事会が定めるボランティアスタッフ特典を受けることができます。

第9条（業務の遂行）

- 1 ボランティアスタッフは、当法人の主催するイベントやパーティー等（以下「イベント等」といいます。）において、事前の準備、会場の設営、客や車の誘導、物の運搬及び撤収作業及びそれに関連する一切の活動（以下「ボランティア業務」といいます。）を無償にて行うものとします。
- 2 ボランティアスタッフは、ボランティア業務を行うに際し、当法人の指示に従い誠実に遂行しなければなりません。
- 3 ボランティアスタッフは、以下の内容を心掛け、ボランティア業務を行うこととします。
 - 一 明るく元気で笑顔が輝けること
 - 二 人と関わるのが好きなこと
 - 三 思いやりを持って他人の幸せをよろこべること
 - 四 イベント等の参加者とコミュニケーションをとれること
 - 五 本規約、社会的ルールを守れること

第10条（秘密情報の取扱い）

- 1 ボランティアスタッフは、イベントやパーティー等で知り得た個人情報、企業情報に関する一切の資料等（以下「秘密情報」といいます。）について、原本は勿論その他写し及び関係資料等を当法人に返還し自ら保有しないこととします。
- 2 秘密情報については、当法人とボランティアスタッフ登録を抹消した後においても、個人の使用、あるいは他の事業者その他の第三者への開示、漏洩もしくは使用しないこととします。

第11条（ボランティア個人会員の資格継承）

個人の資格で登録したボランティアスタッフが、退会あるいは死亡した場合には、当該ボランティアスタッフのボランティアスタッフとしての資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第12条（団体会員の資格継承）

団体の資格で登録したボランティアスタッフが、合併等によりその登録資格が継承された場合、当該登録資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。

第13条（会員情報の変更）

- 1 ボランティアスタッフは、登録申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
- 2 ボランティアスタッフが前項の変更通知を怠ったことによって、当法人からのボランティアスタッフへの通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人がその責任を負わないものとします。

第4章 登録資格の喪失

第14条（会員資格の喪失）

ボランティアスタッフが次の各号の一に該当する場合には、その資格が喪失されます。

- 一 登録抹消届の提出をしたとき
- 二 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又はボランティアスタッフ登録した団体が消滅したとき
- 三 継続して1年以上登録料を滞納したとき
- 四 登録抹消処分を受けたとき

第15条（登録抹消処分）

- 1 当法人は、ボランティアスタッフが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ボランティアスタッフの登録を抹消することがあります。
 - 一 当法人の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき
 - 二 他の会員及びボランティアスタッフの名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合

- 三 個人情報に関する事項について、活動内外において、口外した場合
 - 四 このボランティアスタッフ規約に違反した場合
 - 五 公序良俗法令に反する行為をした場合
 - 六 その他、当法人がボランティアスタッフとして不適当と判断した場合
- 2 登録抹消の決定は当法人の理事会で議決されます。ただし、当該ボランティアスタッフには、議決する前に弁明する機会が与えられます。

第 15 条（登録資格の更新）

- 1 登録資格の有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。
- 2 登録資格は、当該ボランティアスタッフから当法人に登録資格有効期間満了の 1 か月前までに登録抹消届が提出されない限り、ボランティアスタッフ資格を更新したものとします。
- 3 登録資格は、当法人の定める方法による登録料の払込みがない場合には失効するものとします。
- 4 一度払い込まれた登録料の変換は受けられません。

第 16 条（任意の登録抹消）

- 1 ボランティアスタッフが登録の抹消を希望する場合は、当法人に対し登録抹消届を提出しなければならないこととします。
- 2 登録抹消に際し、登録料等の払い戻しは一切行いません。

第 17 条（競業禁止義務）

ボランティアスタッフは、登録中及び登録抹消後 1 年間、当法人と競業する他社に就職及び競合する事業を営むことを禁止します。

第 18 条（損害賠償）

- 1 ボランティアスタッフが、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該ボランティアスタッフは、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
- 2 登録資格を喪失した後の場合も、前項の規程は継続されます。

第 19 条（ボランティアスタッフ規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第 19 条（管轄）

本規約に関する一切の紛争は、青森地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。

〈附則〉本規約は 2015 年 9 月 1 日より施行する。